# 消費税増税に伴う給食費について 答申

橋本市学校給食審議会 令和元年8月23日

#### はじめに

令和元年10月に消費税が増税されるにあたり、令和元年7月16日、橋本市教育委員会から橋本市学校給食審議会(以下「審議会」という。)に「消費税増税に伴う給食費について」諮問を受けました。

本来、学校給食は、学校給食法に基づき、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達 に資するもので、適切な栄養摂取により健康を保持増進し、食事についての正しい理解、 判断力、望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにするとともに学校における食育の推進 等を目的としています。この目標を達成するためには、学校給食は定められた栄養摂取の 基準を満たしたものであることは当然のことながら、安全・安心で多様な食材を適切に組 み合わせ提供すべきものであると考えます。

### 消費税増税に伴う給食費について

これまで、橋本市は給食費の日額を平成18年度、平成21年度に改正し、平成27年度には日額から月額に改正を行っています。

本審議会は、諮問のありました内容について、学校給食費の法的根拠(学校給食法第1 1条及び同法施行令第2条・学校給食センター条例施行規則第6条)、給食センター運営状況、他市の状況、消費税の軽減税率の適用などの報告を受け、慎重に検討を進めました。

その結果、今回の令和元年10月の消費税増税に基づく給食費の改正の必要は無いと考えます。

理由は、徴収した給食費の大半が食材料費に充当しており、この食材料費は納税者の負担緩和で導入される軽減税率の対象品目となっています。また、橋本市では学校給食センター条例施行規則第6条で児童・生徒の保護者が負担する学校給食に要する経費は、賄材料費(学校給食法で言う食材料費)及び給食に直接必要な燃料費と定められており、今回の消費税の増税によって燃料費は上昇すると思われますが、給食費の経費全体としては微増にとどまるものと思われます。したがって、燃料費の上昇については行政が負担することが望ましいと考えます。

以上のことから今回は給食費の増額は必要ないとしますが、今後、軽減税率の適用が無くなってしまった場合は、本審議会に諮り、給食費の見直しを行うべきと考えます。

諮問

橋教学第 448 号 令和元年 7 月 16 日

橋本市学校給食審議会会長 様

橋本市教育委員会 教育長 小林 俊治

橋本市学校給食審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を 求めます。

記

#### 諮問事項

消費税増税に伴う給食費について

#### 諮問理由

橋本市の給食費は、平成 18 年度に(小学校日額 240 円、中学校日額 270 円)、平成 21 年 4 月に(小学校日額 270 円、中学校日額 300 円)に改正し、平成 27 年 4 月には、給食費管理システム導入と同時に(小学校月額 4,500 円、中学校月額 4,750 円)に改正し、現在に至っております。

今回、消費税が令和元年 10 月に増税することを踏まえ、学校給食管理基準に基づいた、 学校給食を安定的に供給するための適切な給食費について、審議の上、答申いただきた く、諮問を行うものです。

## 審議の経過

回数	開催日	協議内容
第1回	令和元年7月16日(火)	1 消費税増税に伴う給食費について (諮問) その他 1 平成30年度「ひやりはっと」報告について 2 今後の予定について
第2回	令和元年8月6日(火)	1 第1回橋本市学校給食審議会会議録について 2 答申内容について
	令和元年8月23日(金)	橋本市教育委員会へ答申

## 審議会委員

区 分	氏 名	所 属 等
	小嶋 敏裕	恋野小学校長
関係学校長	辻脇 昌義	応其小学校長
	大野 恵章	紀見北中学校長
	佐藤 加奈	給食主任代表(城山小学校)
関係学校職員	松原 庸介	給食主任代表(隅田中学校)
	吉久佐貴子	給食主任代表 (学文路小学校)
	檜尾 貴史	清水小学校 PTA 副会長
	奈良 雅木	隅田中学校 PTA 会長
関係学校保護者	伏尾 佳代子	城山小学校 PTA 副会長
	是枝 信浩	柱本小学校 PTA 会長
	井上 貴文	高野口小学校PTA会長
知識経験者	奥野 孝	橋本市医師会代表

(設置)

- 第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、学校 給食の適正な運用に資するため橋本市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、学校給食に関することについて、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査及び審議し、教育委員会に建議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

- 第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係学校長
  - (2) 関係学校教職員
  - (3) 関係学校保護者
  - (4) 知識経験を有する者

(任期)

- 第5条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。 (会長等)
- 第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の総数の過半 数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。